

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月15日

【四半期会計期間】 第38期第1四半期(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

【会社名】 株式会社市進ホールディングス

【英訳名】 ICHISHIN HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 下屋 俊裕

【本店の所在の場所】 千葉県市川市八幡二丁目3番11号

【電話番号】 047(335)2888(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役統括本部副本部長 竹内 厚

【最寄りの連絡場所】 千葉県市川市八幡二丁目3番11号

【電話番号】 047(335)2888(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役統括本部副本部長 竹内 厚

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第37期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第38期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第37期
会計期間		自平成22年3月1日 至平成22年5月31日	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成22年3月1日 至平成23年2月28日
売上高	(千円)	3,835,949	3,648,368	18,874,723
経常利益又は経常損失()	(千円)	716,148	786,306	455,335
四半期(当期)純利益又は四半期(当期)純損失()	(千円)	375,505	581,208	160,594
純資産額	(千円)	4,810,922	4,698,982	5,371,792
総資産額	(千円)	11,547,487	10,936,676	11,350,434
1株当たり純資産額	(円)	562.66	547.58	626.81
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期(当期)純損失金額()	(円)	43.92	67.98	18.78
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	41.7	42.8	47.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,149,676	1,524,431	344,270
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	164,132	42,713	262,555
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,312,949	783,790	216,890
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	2,027,479	1,629,016	2,326,943
従業員数	(人)	756	742	738

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 第37期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、条件付発行可能潜在株式として取り扱われる新株予約権であり、所定の条件を満たしておらず希薄化効果を有していないため記載しておりません。

5 第38期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(人)	742	(4,924)
---------	-----	---------

(注) 1 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、教務系及び事務系嘱託社員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数(人)	73	(19)
---------	----	------

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、事務系嘱託社員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生徒に対して教育サービスを行うことを業務としておりますので、生産能力として表示すべき適当な指標はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社グループは、教育関連事業のみの単一セグメントであるため、当第1四半期連結会計期間における販売実績を営業の業態別に示すと、次のとおりであります。

収入項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)		
	金額(千円)	構成比(%)	前年同四半期比(%)
集団授業	2,552,301	70.0	87.2
個別授業	704,736	19.3	111.9
映像授業	344,753	9.4	144.0
その他	46,576	1.3	115.1
総合計	3,648,368	100.0	95.1

映像授業：ジャパンライム株式会社の売上105,780千円が含まれております。

その他：その他の売上高は、教材販売、受験ガイドの出版などに係る売上であります。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジアなどの新興国向けを中心とした輸出や生産の増加に牽引された企業収益の緩やかな改善とともに、個人消費におきましても徐々に回復の兆しを示しつつありました。当社グループにおきましても、集団授業離れが業界全体の傾向である中、当第1四半期当初は集団、個別、映像授業の全体生徒数は順調なスタートを切りました。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災は、被災地はもとより首都圏においても事業活動に大きな影響を及ぼし、当社グループの教室設備などへの影響は限定的ではありましたが、その後の消費マインドの落ち込みなどにより新学年の新入会や春期講習への集客が伸び悩み、厳しい状況で推移しました。今後の夏期講習へ向けての電力供給不足などの不確定要因による影響につきましても引き続き注視してまいります。

このような経営環境のもと、当社グループにおきましては、「学びMAX」（集団授業・個別授業・映像授業・通信添削など選べる総合教育システム）による学習効率をさらに向上させるため、当第1四半期から単科受講制度をより強化しております。これにより、受講科目や受講方法の選択の幅は広がり、生徒一人ひとりに最適な学習方法を提供することが可能となっております。さらに、学校定期試験対策にも着目し、講座の充実を図るなど、生徒のニーズに対応した学習環境を整え、今後の集客力の強化を図っております。

また、少子化や需要の減少に対応するために、従来の中学、高校、大学受験を中心としたサービスから、受験のみにとらわれない幅広い分野を対象とした「総合教育サービス企業」への転換も同時に図っております。前期からスタートした小学校低学年生とご父母を対象にした「キッズフィールド（親子日帰り体験プログラム）」は、内容を充実させ、開催回数を重ねております。さらに、当期からは、職業訓練「IT基礎講座」の開講、日本語学校を対象とした「日本留学試験対策講座」の映像配信など、新たな営業も開始しております。今後も幼児から社会人、高齢者に至るまで対象年齢層の拡大とサービスラインの増強を図り、総合教育サービス企業としての位置づけをより明確にしていく計画であります。

この結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は3,648百万円（前年同四半期比95.1%）、その内訳は、集団売上高2,552百万円（前年同四半期比87.2%）、個別売上高704百万円（前年同四半期比111.9%）、映像売上高344百万円（前年同四半期比144.0%）、その他46百万円（前年同四半期比115.1%）であります。また、営業損失は787百万円（前年同四半期営業損失729百万円）、経常損失は786百万円（前年同四半期経常損失716百万円）、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴う特別損失を158百万円計上した結果、四半期純損失は581百万円（前年同四半期純損失375百万円）となりました。

当社グループの四半期実績の特徴としまして、第1四半期には収益の基礎となる生徒数が最も少ない期間であること、また、夏期講習のような長期季節講習が実施されないことなどにより、他の四半期と比較して売上高が少なくなる傾向があります。その一方で、教室の賃借料などの固定費は期首から発生しているため、第1四半期は損失計上となっております。当社グループにおきましては、夏期講習から9月にかけての期間が大きな生徒集客のタイミングであり、秋から受験期にかけて生徒数は年間のピークを迎えます。これにより、第2四半期では夏期講習、期末では冬期講習の収入が計上され、年間利益を確保していく構造となっております。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産は10,936百万円(前連結会計年度比3.6%減)となりました。主な要因は、現金及び預金が減少したことによります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は4,698百万円(前連結会計年度比12.5%減)となりました。主な要因は、利益剰余金の減少によるものであります。

(自己資本比率)

当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は42.8%(前連結会計年度比4.4ポイント減)となりました。

(1株当たり純資産額)

当第1四半期連結会計期間末における1株当たり純資産額は547円58銭(前連結会計年度比79円23銭の減少)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、1,629百万円(前年同四半期比398百万円の減少)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,524百万円の支出(前年同四半期1,149百万円の支出)となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純損失の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは42百万円の収入(前年同四半期164百万円の支出)となりました。主な要因は、定期預金の払戻収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは783百万円の収入(前年同四半期1,312百万円の収入)となりました。主な要因は、借入金の増加によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は以下のとおりであります。なお、セグメント情報との関連は、単一セグメントのため記載を省略しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手 年月	完成 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	市進学院 (東京都足立区)	教場の 移設	37,358	8,858	自己資金・ 借入金	平成23年5月	平成23年7月
	市進学院 市進予備校 (東京都町田市)	教場の 移設	51,917	25,617	自己資金・ 借入金	平成23年5月	平成23年6月

(注)1 記載金額には消費税は含まれておりません。

(注)2 市進学院、市進予備校の運営は、当社国内子会社が行っております。

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,000,000
合計	34,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,550,888	9,550,888	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数500株
計	9,550,888	9,550,888	-	-

(注) 平成23年4月15日開催の取締役会において、当社株式の流通活性化と投資家層の拡大を図るため平成23年8月1日付けで単元株式数を500株から100株に変更することを決議いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(当社取締役及び当社子会社取締役向け)

平成22年5月28日 第37回定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	56
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成52年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260 資本組入額 130
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。

新株予約権者が死亡した場合には、相続人がこれを行行使することができる。

新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注) 3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

第2回新株予約権（当社執行役員及び当社子会社執行役員向け）

平成22年5月28日 第37回定時株主総会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)	
新株予約権の数(個)	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	156(注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 249 資本組入額 125

新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額を調整することが適切な場合は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社取締役会は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3 . 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。

- イ．平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成24年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- ロ．平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成25年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- ハ．平成24年2月期及び25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成26年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成26年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の執行役員、取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問、社外協力者のいずれかの地位にあることを要す。但し、新株予約権者が定年により退職し、任期満了により退任し、又は会社の都合によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。
 - ・新株予約権者は、新株予約権の全部につき一括して行使することとし、分割して行使することはできない。
 - ・新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。
 - ・新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び解任・懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）並びに新株予約権者が当社又は当社子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、執行役員、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなった場合等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。但し、正当な理由がある場合で、当社取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知した場合に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。
 - ・当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注)4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

第3回新株予約権（当社従業員及び当社子会社従業員向け）

平成22年5月28日 第37回定時株主総会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)	
新株予約権の数(個)	494
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	208(注)2

新株予約権の行使期間	平成22年7月16日～平成27年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 274 資本組入額 137
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社取締役会は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

(注) 2 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権及び新株予約権付社債の行使の場合を除く）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額を調整することが適切な場合は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社取締役会は、合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注) 3 . 新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。

- イ．平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成24年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- ロ．平成24年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成25年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
- ハ．平成24年2月期及び25年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%未満で、平成26年2月期の連結売上高に対する連結営業利益率が5%以上の場合は、平成26年2月期の決算発表の翌営業日から新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合には、相続を認めないものとする。
 - ・新株予約権者に法令又は当社及び当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社又は当社子会社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）等、新株予約権の発行目的上、新株予約権者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、新株予約権者は割当てられた新株予約権を行使することができない。
 - ・当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(注)4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日	-	9,550,888	-	1,375,900	-	1,085,177

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年2月28日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,547,000	17,094	-
単元未満株式	普通株式 3,388	-	-
発行済株式総数	9,550,888	-	-
総株主の議決権	-	17,094	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式90株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社市進 ホールディングス	千葉県市川市八幡 二丁目3番11号	1,000,500	-	1,000,500	10.48
計	-	1,000,500	-	1,000,500	10.48

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年3月	4月	5月
最高(円)	257	244	267
最低(円)	202	230	242

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第37期連結会計年度 有限責任監査法人トーマツ

第38期第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間 太陽A S G有限責任監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,559,693	3,380,794
受取手形及び売掛金	59,281	57,925
有価証券	20,826	20,822
商品及び製品	110,100	121,716
仕掛品	2,641	38,521
原材料及び貯蔵品	13,899	14,494
その他	1,473,920	1,163,681
貸倒引当金	24,269	23,265
流動資産合計	4,216,095	4,774,690
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,344,614	1,334,151
その他(純額)	967,214	881,496
有形固定資産合計	2,311,828	2,215,648
無形固定資産		
のれん	124,096	131,852
映像授業コンテンツ	153,249	146,165
その他	341,621	282,456
無形固定資産合計	618,967	560,475
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,690,777	2,717,707
その他	1,099,007	1,081,912
投資その他の資産合計	3,789,785	3,799,620
固定資産合計	6,720,581	6,575,744
資産合計	10,936,676	11,350,434
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,591	39,341
短期借入金	990,000	-
1年内返済予定の長期借入金	424,592	444,607
未払金及び未払費用	860,887	970,119
未払法人税等	8,497	104,519
前受金	459,938	770,721
賞与引当金	137,249	308,577
資産除去債務	2,040	-
その他	387,910	593,994
流動負債合計	3,317,706	3,231,880
固定負債		
長期借入金	1,090,013	1,186,765
退職給付引当金	1,161,502	1,129,836
資産除去債務	184,077	-
その他	484,394	430,160
固定負債合計	2,919,987	2,746,761
負債合計	6,237,694	5,978,642

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成23年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,375,900	1,375,900
資本剰余金	1,085,177	1,085,177
利益剰余金	2,925,636	3,592,348
自己株式	320,257	320,257
株主資本合計	5,066,456	5,733,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	542	10,201
土地再評価差額金	383,962	383,962
評価・換算差額等合計	384,504	373,761
新株予約権	17,030	12,385
純資産合計	4,698,982	5,371,792
負債純資産合計	10,936,676	11,350,434

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
売上高	3,835,949	3,648,368
売上原価	3,859,886	3,731,694
売上総損失()	23,936	83,326
販売費及び一般管理費	705,175	703,942
営業損失()	729,112	787,268
営業外収益		
受取利息	2,042	1,339
雑収入	19,578	11,671
営業外収益合計	21,620	13,011
営業外費用		
支払利息	7,998	8,788
雑損失	658	3,261
営業外費用合計	8,656	12,049
経常損失()	716,148	786,306
特別利益		
原状回復費戻入益	-	1,264
特別利益合計	-	1,264
特別損失		
固定資産除却損	6,753	22,442
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	158,199
特別損失合計	6,753	180,642
税金等調整前四半期純損失()	722,901	965,684
法人税、住民税及び事業税	11,895	6,537
法人税等調整額	359,291	391,013
法人税等合計	347,395	384,476
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	581,208
四半期純損失()	375,505	581,208

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	722,901	965,684
減価償却費	87,313	103,741
のれん償却額	-	7,756
差入保証金償却額	478	650
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,110	1,004
賞与引当金の増減額(は減少)	215,252	171,327
退職給付引当金の増減額(は減少)	35,920	31,665
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	458,560	-
受取利息及び受取配当金	2,042	1,339
支払利息	7,998	8,788
固定資産除却損	6,753	22,442
売上債権の増減額(は増加)	41,076	33,582
たな卸資産の増減額(は増加)	1,242	12,977
仕入債務の増減額(は減少)	112,942	7,249
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	30,631	142,660
前受金の増減額(は減少)	156,604	310,782
未払消費税等の増減額(は減少)	2,366	338,822
その他	304,136	288,259
小計	991,921	1,412,497
利息及び配当金の受取額	1,142	999
利息の支払額	8,926	9,299
法人税等の支払額	149,970	103,633
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,149,676	1,524,431
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	99,882	123,169
有形固定資産の取得による支出	32,364	43,351
映像授業コンテンツの制作による支出	20,820	17,364
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	228,888	-
長期貸付けによる支出	500	1,300
長期貸付金の回収による収入	1,498	1,785
敷金及び保証金の差入による支出	15,437	45,270
敷金及び保証金の回収による収入	35,434	60,842
その他	2,935	35,795
投資活動によるキャッシュ・フロー	164,132	42,713

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	1,200,000	990,000
長期借入れによる収入	300,000	-
長期借入金の返済による支出	98,435	116,767
配当金の支払額	66,183	71,890
リース債務の返済による支出	22,431	17,551
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,312,949	783,790
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	859	697,927
現金及び現金同等物の期首残高	2,028,338	2,326,943
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,027,479	1,629,016

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失がそれぞれ1,933千円増加し、税金等調整前四半期純損失が160,133千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は186,117千円であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失()」の科目を表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)	前連結会計年度末 (平成23年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額 6,161,799千円 減価償却累計額には減損損失累計額を含めてお ります。	有形固定資産の減価償却累計額 6,174,894千円 減価償却累計額には減損損失累計額を含めてお ります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 広告宣伝費 345,147千円 賞与引当金繰入額 18,854千円 退職給付費用 10,205千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。 広告宣伝費 321,930千円 賞与引当金繰入額 17,194千円 退職給付費用 11,607千円 貸倒引当金繰入額 2,164千円
2 当社グループの第1四半期連結会計期間において は、生徒数が年間を通して最も少ない期間であること や、夏期講習や冬期講習などが実施されていないことな どから、他の四半期連結会計期間と比較して売上高が少 なくなる傾向にあります。他方、賃借料や人件費等の固 定費は期首から発生しているため、例年、損失計上と なっております。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間 末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係(平成22年5月31日現 在)	現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間 末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係(平成23年5月31日現 在)
現金及び預金勘定 3,164,795千円 有価証券勘定 37,208千円 小計 3,202,004千円 預入期間が3ヶ月を超える定 期預金 1,174,524千円 現金及び現金同等物 2,027,479千円	現金及び預金勘定 2,559,693千円 有価証券勘定 20,826千円 小計 2,580,520千円 預入期間が3ヶ月を超える定 期預金 951,503千円 現金及び現金同等物 1,629,016千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	9,550,888

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,000,590

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期連結会計期間末残高 提出会社 17,030千円

(注) 権利行使条件につきましては、第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年4月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	85,502	10.00	平成23年2月28日	平成23年5月13日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

当社グループは、教育の分野において、小中学生及び高校生を対象とした学習・受験指導等の教育サービスを提供すべく、単一業種の事業活動を営んでおりますので、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

当社グループには、在外子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年3月1日至平成22年5月31日)

当社グループには、海外売上高はありませんので、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

当社は、教育関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(有価証券関係)

当社グループの所有する有価証券は、当社グループの事業の運営において重要なものではありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 4,644千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年5月31日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年5月31日)		前連結会計年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	547円58銭	1株当たり純資産額	626円81銭

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり四半期純損失 43円92銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。		1株当たり四半期純損失 67円98銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	375,505	581,208
普通株式に係る四半期純損失(千円)	375,505	581,208
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(株)	8,550,298	8,550,298
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成23年4月15日開催の取締役会において、平成23年2月28日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- (1) 配当金の総額 85,502千円
- (2) 1株当たりの金額 10円00銭
- (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年5月13日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月13日

株式会社 市進ホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博信 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年3月1日から平成22年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月8日

株式会社 市進ホールディングス

取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 芳 幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴 谷 哲 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社市進ホールディングスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年3月1日から平成23年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社市進ホールディングス及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。